

【ガイドボランティア さざなみ】

会 則

第1条「名称」

この会は「ガイドボランティアさざなみ」（以下「会」という）と称する。

第2条「構成」

会は、ガイドボランティア養成講座を終えた者及び本会の趣旨に賛同するものを以って組織する。

第3条「目的」

会は、ガイドボランティアを通し、視覚障がい者等との相互理解を深め、その福祉増進と、その向上をはかることを目的とする。

第4条「会の運営」

1) 本会の運営は、会費をもって運営を行うものとする。年会費は3,000円とする。但し、年度内途中入会に当っては、上半期（4月～9月）下半期（10月～3月）とし、各期1,500円とする。

2) 年会費については、以下の第5条及び第8条に充当されるものとする。

3) 会費の納入については、さざなみの会事務局（以下、事務局とする）にて管理するものとし、事務局は、監査員より年1回の監査を受け、総会時に全会員へ報告するものとする。

第5条「活動」

会は、目的達成のため、次の活動及び登録ボランティアの質の向上を図る為、以下の活動を行う。

- 1) 視覚障がい者等のガイドボランティア
- 2) 視覚障がい者等の福祉に関する研修会の開催（年2回）
- 3) 会員及び視覚障がい者等に必要の研究ならびに相談
- 4) その他の目的達成に必要な活動

第6条「役員」

役員は、代表1名、副代表1名、監査員1名とし、連絡員は（JBOS：全国視覚障がい者外出支援連絡協議会担当も含む）代表、副代表が兼ねるものとする。

- 1) 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副代表は代表の都合が悪い時は代表の代わりを行なう。
- 3) 連絡員（JBOS 担当も含む）は、本会の活動等の連絡調整を行なう。

第7条「任期」

役員任期は、1ケ年とする。但し再任を妨げない。

第8条「保険」

登録会員は、全国社会福祉協議会の保険に加入する。

第9条「総会」

総会は、年1回開催する。

第10条「例会」

例会は、年に4回程度行なう。

第11条「役員会」

役員会は随時開催する。

第12条「入退会」

会員は、入退会時には、入退会届を提出し、退会時は、名刺を返却するものとする。

「附則」

1. 本会則は、平成24年 9月1日から施行する。
2. 顧問は、役員と協議の上、随時おけるものとする。
3. 会員の年会費については、一律 3,000円とし、第4条にて納入する。